

議案第 23 号

東京都板橋区老朽建築物等対策条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 14 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区老朽建築物等対策条例の一部を改正する条例

東京都板橋区老朽建築物等対策条例（平成 28 年板橋区条例第 71 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号ア中「放置された」の次に「廃棄物（」を、「する廃棄物」の次に「をいう。）」を加え、同号を同条第 10 号とし、同条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同条第 5 号中「、特定空家等」を「、管理不全空家等、特定空家等」に改め、
同号を同条第 6 号とし、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、
第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 管理不全空家等 法第 13 条第 1 項に規定する管理不全空家等を
いう。

第 3 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 区長は、定期的に対策計画の見直しを行い、必要に応じて対策計画
の変更を行うよう努めるものとする。

第 4 条中「ものとする」を「とともに、区が実施する老朽建築物等
に関する施策に協力するよう努めなければならない」に改める。

第 5 条中「対策を実施するよう努めるものとする」を「老朽建築物等
に関する対策の実施その他の老朽建築物等に関して必要な措置を適切に
講ずるよう努めなければならない」に改める。

第 8 条第 2 項中「第 14 条第 1 項」を「第 22 条第 1 項」に、「区職員
又は」を「空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し
報告させ、又は区職員若しくは」に改め、同条の次に次の 3 条を加える。

(管理不全空家等の認定)

第8条の2 区長は、空家等が法第13条第1項に規定する状態にあると認められるときは、当該空家等を管理不全空家等として認定することができる。

(管理不全空家等に対する措置の指導)

第8条の3 区長は、法第13条第1項の規定により、管理不全空家等の所有者等に対し、法第6条第1項に規定する基本指針(同条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。)に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

(管理不全空家等に対する措置の勧告)

第8条の4 区長は、前条の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大いだと認めるときは、法第13条第2項の規定により、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

2 区長は、前項の規定による勧告をしようとする場合においては、あらかじめ、協議会に意見を聴くことができる。

3 区長は、管理不全空家等の所有者等に対して、第1項の規定による勧告をしようとする場合は、あらかじめ、その勧告をしようとする者に対し、弁明の機会を与えることができる。

第9条第1項中「周囲の日常生活に重大な悪影響を与えている状態」を「法第2条第2項に規定する状態にある」に改める。

第10条中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第11条第1項中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第12条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同条第7項中「第14条第11項」を「第22条第11項」に改める。

第13条第1項中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、

同条第2項中「命ぜられるべき者」の次に「（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）」を加え、「第14条第10項」を「第22条第10項」に、「その者」を「当該命令対象者」に、「に行わせる」を「（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせる」に、「相当の期限を定めて、」を「区長は、その定めた期限内に命令対象者において」に、「ときは、」を「ときは」に、「その命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨を」を「措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 区長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、前条第1項から第6項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、法第22条第11項の規定により、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

4 前2項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所有者等の責務に係る規定を改め、管理不全空家等、緊急代執行制度等に係る規定を加えるほか、所要の規定整備をする必要がある。